

難易度 B

平成 24 年 1 月実施過去問（学科）

1. ライフプランニングと資金計画

問題 4

長期固定金利住宅ローンである【フラット35】の借入金利は、取扱金融機関が独自に定めているため、利用する金融機関によって異なる場合がある。（○・×）

解答：○

解説

フラット 35 の融資窓口は民間金融機関となっています。金利は金融機関ごとに異なります。

『FP 技能士 3 級 合格教本』77 ページ「●フラット 35」参照

2. リスク管理

問題40

レストランで提供した料理が原因で顧客が腹痛を訴えて入院したケースなど、生産物に起因する事故により企業等が法律上の賠償責任を負担する場合に被る損害を補償する保険は、（ ）である。

- 1) 受託者賠償責任保険 2) 生産物賠償責任保険 3) 施設管理者賠償責任保険

解答：2

解説

生産物賠償責任保険は、企業が製造、販売した製品等の欠陥のため、他人の身体および財物に損害を与えた場合に備える保険です。

『FP技能士 3 級 合格教本』134ページ「●賠償責任に備える保険」表参照

3. 金融資産運用

問題13

証券取引所を通じた上場株式の売買において、指値注文で買付けを行った場合、指値と同値あるいは指値よりも高い株価で約定する。(○・×)

解答：×

解説

「A社株式を1,000円で1,000株買います。」と指値注文した場合、1,000円以下の株価で約定することになります。したがって、思わぬ高値で買ってしまう心配がありません。

「A社株式を1,000円で1,000株売ります。」と指値注文した場合、1,000円以上の株価で約定することになります。したがって、思わぬ安値で売ってしまう心配がありません。

4. タックスプランニング

問題18

平成23年分の所得税の計算において、16歳に満たない扶養親族に係る扶養控除の金額は、1人につき38万円である。(○・×)

解答：×

解説

制度改正により、16歳未満(=15歳以下)の扶養親族については子供手当が支給されるため、扶養控除は廃止されました。したがって、控除額は0円です。

『FP技能士3級 合格教本』235ページ「●扶養控除の要件と控除額」表参照

5. 不動産

問題51

借地権（地下もしくは空間について上下の範囲を定めた借地権を除く）の設定の対価として支払を受ける権利金の額が、その土地の価額の（ ）を超える場合、原則として、その権利金の額は譲渡所得の対象となる。

- 1) 5分の1 2) 3分の1 3) 2分の1

解答：3

解説

土地の時価に対し1/2を超える権利金を受け取った場合には譲渡所得、1/2以下は不動産所得となります。

『FP技能士3級 合格教本』208ページ「3 不動産所得と紛らわしいもの」(1) 事例参照

6. 相続・事業承継

問題57

「配偶者に対する相続税額の軽減」の規定により、配偶者の課税価格の合計額が、相続税の課税価格の合計額に対し配偶者の法定相続分相当額までである場合、または法定相続分相当額を超えたとしても（ ）までの取得である場合は、配偶者の納付すべき相続税額は0（ゼロ）となる。

- 1) 1億2,000万円 2) 1億4,000万円 3) 1億6,000万円

解答：3

解説

「配偶者に対する相続税額の軽減」の規定により、配偶者が、「法定相続分」と「16,000万円」、いずれか多い金額まで相続しても相続税額は0となります。

『FP技能士3級 合格教本』343ページ「●配偶者の税額軽減」表参照